



# 税務Q&A | 所得拡大、雇用促進税制

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 森田 千波

九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

**Q** 法人の雇用者が増えたり、給与等の額が増えた場合には、法人税の控除があると聞きましたが、どのような内容でしょうか？

平成25年度の税制改正により国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に法人税額を控除する所得拡大促進税制が導入されました。同時に雇用者の数が増加した場合に法人税額を控除する雇用促進税制が拡大されました。

平成26年度の税制改正ではこの所得拡大促進税制の拡充が行われました。この2つの制度はいずれかの選択適用となっています。いずれも消費税率の引上げによる反動減を緩和して、デフレ脱却・経済再生に向けた経済好循環の実現を図ることを目的としています。

また、青色申告書を提出する個人の所得税についてもこれらと同様の制度があります。

## I 所得拡大促進税制 (図1参照) (雇用者給与等支給額が増加した場合)

青色申告法人が以下の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給額の増加額について、10%の税額控除(当期法人税額の10%を限度、中小企業等は20%を限度)を認める制度です。平成30年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

### 〈適用要件〉

①給与等支給額が基準事業年度と比較して適用年度ごとに次の割合以

- 上で増加していること
- 平成27年4月1日より前に開始する事業年度：2%
- 平成27年4月1日より平成28年3月31日に開始する事業年度：3%
- 平成28年4月1日より平成30年3月31日に開始する事業年度：5%
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③平均給与等支給額(雇用者一人あたりの月平均支給額)が前事業年度の平均給与等支給額を超えていること

注1)国内雇用者とは、法人の使用人(その法人の役員の特関係者及び使用人兼務役員を除く)のうち国内事業所に勤務する雇用者をいう。  
 注2)給与等支給額とは各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の総額をいう。  
 注3)平均給与等支給額は継続雇用者に対する給与等(雇用保険一般被保険者に支給したものに限り)により計算する。  
 注4)基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいう

## II 雇用促進税制 (雇用者の数が増加した場合)

青色申告法人が平成23年4月1日より平成28年3月31日までに開始する各事業年度に、次の要件を満たした場合、雇用者数の増加1人あたり40万円\*の税額控除(当期法人税

額の10%を限度、中小企業等は20%を限度)が受けられる制度です。

\*平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度では1人あたり20万円です。

### 〈適用要件〉

- ①適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ②適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、雇用増加割合を10%以上増加させていること
- ③適用年度における給与等支給額が、比較給与等支給額以上であること
- ④雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業をおこなっていること(風俗営業等の一定の事業には適用がありません)
- ⑤事業年度開始後2ヵ月以内に「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

注1)雇用者の増加数は適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。  
 注2)雇用増加割合=適用年度の雇用者増加数÷前事業年度末日の雇用者数  
 注3)給与等は、法人の役員と役員の特関係者(親族など)及び使用人兼務役員に対する給与及び退職給与の額を除く額をいう。  
 注4)比較給与等支給額=前事業年度の給与等支給額+(前事業年度の給与等支給額×雇用増加割合×30%)

図1 所得拡大推進税制のイメージ図

